

## 第9章 環境影響評価準備書に対する意見の概要及び知事意見と都市計画決定権者の見解

### 第1節 環境影響評価準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

本事業に係る環境影響評価準備書は、平成25年5月7日から6月6日までの期間、縦覧に付され、同年5月7日から6月20日まで、環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

提出された意見書は151通であり、意見書を整理して得られた意見の概要と、意見の概要に対する都市計画決定権者の見解は、表9.1-1に示すとおりである。

表9.1-1(1) 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見NO.                | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|----------------------|---|--|
| 1. 事業計画の目的及び内容に関する意見 |   |  |
| 1                    | <p>今治市は「一般廃棄物処理基本計画」、「ごみ処理施設整備検討審議会」を開催してきました。しかし、今治市の人口予測は今回の準備書でも甘く、廃棄物の減量政策の議論は十分ではありません。</p> <p>簡単にごみを焼却処理することを考えず、ごみの徹底的な減量・リサイクルに取り組むべきであり、何百億円も借金をしてごみ処理施設建設だけを考えるような市政は終わりにすべきです。</p> | <p>廃棄物の減量、ごみの排出抑制については、廃棄物行政の中で最も重要であると考えており、市民の皆様の協力をいただきながら、指定ごみ袋制度の導入、ごみ処理手数料の改訂、資源ごみの回収の推進、分別収集の徹底、ごみ減量化の意識を醸成するための環境教育、啓発活動の推進、ごみ減量・資源化につながる情報提供の充実、発生・排出抑制に対する助成制度、事業系ごみの発生・排出抑制施策等を行い、ごみの減量化や資源化にむけて施策を展開しています。</p> <p>平成24年3月には、「今治市廃棄物減量等推進審議会」における調査、検討、審議を経て、第2次「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、将来人口の推計を見直すとともに、新たな排出抑制目標を掲げ、その目標達成のための施策に積極的に取り組んでいます。</p> <p>このような中、ごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進により、ごみの量を削減した後、それでもなお処理しなければならないごみについては、適切な処理施設で環境への負荷を極力抑えながら、安全で効率的かつ経済的な処理を行うことが必要不可欠です。</p> <p>厳しい財政状況を踏まえ、施設の老朽化と環境負荷、経済的負担の課題を抱える中、本施設の整備が今治市民の将来の課題や負担をできるかぎり少なくする最善の方法であると考えています。本施設の整備に当たっては、市民の健康で衛生的な生活に必要な不可欠な施設として、環境と経済性に十分に配慮しながら、将来に亘って安全、安心で効率的かつ経済的な施設を整備し、運営をまいりますとともに、今後とも一層のごみの減量と資源化に取り組んでまいります。</p> |

表 9.1-1(2) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| 2         | <p>ごみ焼却は、ダイオキシンや有害重金属等が排出されるといわれ、やがて様々な経路で人体に取り込まれていると言われております。ごみ焼却からごみゼロを目指す市として政策転換を図り、愛媛県その他市町村をリードする市となつてほしいと思います。</p> | <p>本施設の整備に当たっては、法令等の基準値、現今治クリーンセンター及び近隣都市の排ガス基準値（計画値）を参考に、法令による基準よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守できるよう排ガス処理を行うことから、大気質への影響を低減しており、人の健康被害を生じさせることはないと考えます。</p> <p>ごみ処理において最も重要なことは、ごみ減量の推進であると認識しており、それでもなお処理しなければならないごみについては、安全かつ効率的に処理をする必要があることから、焼却等の手法により適切に処理・処分を行います。本事業においては、環境影響評価方法書に対する愛媛県知事意見を踏まえ、21世紀のごみ処理施設のモデル（今治モデル）の構築を目指すこととしており、安全、安心な施設であることはもちろん、人と地域と世代をつなぐ新しいクリーンセンターとして、施設の整備を進めてまいります。</p>   |
| 3         | <p>今治市の人口は減少傾向にあり、ごみは増えていない。現状で問題が無ければ、無理に処理施設を新設する必要はない。</p>  | <p>準備書 p. 2-2 に示したとおり、本市のごみ中間処理施設は、昭和 63 年稼働の現今治クリーンセンターをはじめ、ほとんどの施設で老朽化が進行しており、また、島しょ部の小規模な可燃ごみ処理施設は、環境負荷の面、経済的な面において効率的な運営が難しくなっています。</p> <p>そのため、施設の更新の必要性、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収及び財政的負担の低減等を総合的に勘案した結果、現在の 4 つのごみ処理施設を集約し、最新の技術を備えた新しいごみ処理施設を整備することが適切であると判断したものです。</p>  |
| 4         | <p>営利目的のためにリサイクルセンターやクリーンセンターを建て、近くの民家や団地の住民の気持ちを考えない、今治市の行為は、県民として到底許すことができない。</p>  | <p>本市では、ごみ袋の有料化や施設へ直接搬入する際の手数料として、市民の皆様に負担をお願いしていますが、徴収した手数料は、ごみ処理の経費に充てています。</p> <p>ごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進により、ごみの量を削減した後、それでもなお処理しなければならないごみについては、適切な処理施設で環境への負荷を極力抑えながら、安全で効率的かつ経済的な処理を行うことが求められています。本市においても、健康で衛生的な市民生活の保持と増進を目的として必要な施設整備を行うものであり、環境の保全と経済性に十分に配慮しながら、将来に向かって最も適切な新施設を整備し、運営をしてまいります。決して、営利目的でごみ処理を行っているものではございません。</p> <p>地元部落におかれては、これまでの経緯もおくみ取りいただく中、市民のため必要不可欠な施設として大変重たいご決断をいただき新施設の立地にご同意をいただきました。施設の整備・運営に際しましては、これまでの経緯等も十分に認識した上で、今後とも地域住民のお気持ちを肝に銘じながら、安全安心で、住民の皆様に歓迎</p> |

表 9.1-1(3) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|---|--|
| 4         | (続き)  | されるような施設の整備を目指して、最大限の努力をしてまいります。   |
| 5         | 今治市は一施設での処理体制を構築することが決定している、とあるが、合併で広くなったのにそれは無理ではないのか。理由を説明して頂きたい。また島しょ部の小規模施設が効果的な運営が難しくなってきたとあるがなぜか。市民への十分な説明を求めたい。          | <p>新ごみ処理施設の処理の対象となる区域は、島しょ部を含む全市域となります。島しょ部からの搬送については、しまなみ海道の利用と、効率的な収集・運搬体制を構築することにより、市民へのサービス水準を落とすことなく、適切に対応してまいります。</p> <p>島しょ部の施設については、稼働開始後 20 年以上経過した施設があり、老朽化が進んでいること、RDF 施設については、他の施設と比してその運転に経費がかかっていること、焼却施設については、ダイオキシン類対策等環境負荷の軽減のためには、1 日の間に焼却炉の立ち上げ・立ち下げを繰り返すバッチ式の運転方式を避けるべきであること、島しょ部のごみも本施設に集めることで、熱エネルギーのより効率的な回収が図れること、財政的負担の低減を図れることなどを総合的に勘案した結果、島しょ部の施設を集約することが適切であると判断しております。</p>   |
| 6         | 今治市は、伯方島に RDF 施設を持っていることで、多額の出費を余儀なくされていることを、市民に周知すべきであり、そもそも廃棄物行政を間違えば、自治体の財政が圧迫されることは全国にも例が多くあり、今治市が同じ轍を踏む可能性があることを認識するべきである。 | <p>今治市の焼却施設は、昭和 30 年代の初代清掃工場時代から、地元町谷部落の皆様と協議を行い、ご理解・ご協力をいただくことによって、これまで当地域で整備・運営されてきました。</p> <p>これまでの経緯や市と地元部落との関係等を踏まえ、新ごみ処理施設の件につきましても、対象事業実施区域が存する地元町谷部落にご協力をお願いし、17 万市民のためやむを得ず同意する旨の返事をいただきました。</p> <p>愛供自治会については、町谷部落の協議と並行して、初期の段階から、自治会長さんと協議をし、説明の機会を持たせていただきました。しかしながら、最初の説明会では中止とされ、2 度目の説明会では、会場外の抗議行動により、1 名の方しかご出席いただけず、ようやく平成 22 年 12 月に 3 度目の説明会を設定させていただき、その後も、ご質問やご要望に対し、説明や対応をさせていただいているところです。</p> <p>今後とも、事業の計画や進捗状況については、市の広報やホームページを活用するなどして、近隣住民や市民の皆様にも広くお知らせしていきたいと考えています。</p> |
| 7         | 計画は、隣接した愛供自治会の同意を得ずにすすめられた経緯があります。地域住民の了解なく、進めるべきものではありません。   | <p>今治市の焼却施設は、昭和 30 年代の初代清掃工場時代から、地元町谷部落の皆様と協議を行い、ご理解・ご協力をいただくことによって、これまで当地域で整備・運営されてきました。</p> <p>これまでの経緯や市と地元部落との関係等を踏まえ、新ごみ処理施設の件につきましても、対象事業実施区域が存する地元町谷部落にご協力をお願いし、17 万市民のためやむを得ず同意する旨の返事をいただきました。</p> <p>愛供自治会については、町谷部落の協議と並行して、初期の段階から、自治会長さんと協議をし、説明の機会を持たせていただきました。しかしながら、最初の説明会では中止とされ、2 度目の説明会では、会場外の抗議行動により、1 名の方しかご出席いただけず、ようやく平成 22 年 12 月に 3 度目の説明会を設定させていただき、その後も、ご質問やご要望に対し、説明や対応をさせていただいているところです。</p> <p>今後とも、事業の計画や進捗状況については、市の広報やホームページを活用するなどして、近隣住民や市民の皆様にも広くお知らせしていきたいと考えています。</p> |

表 9.1-1(4) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| 8         | 先に候補であった地区での計画が中止され、当該地区に決定された経緯を明らかにし、当該地区が建設予定地として最適であることを市民に納得してもらうべきである。   | 新ごみ処理施設の候補地選定に当たっては、「今治市ごみ処理施設建設候補地等検討委員会」において、市域全体から公平かつ客観的に検討を行い、6箇所の候補地を選定し、平成19年8月に提言がなされました。この検討委員会の検討段階では、各候補地の地質調査などの現地調査は困難であり、検討委員会では、必要な評価項目を設定し、地図情報等を基本に適切に評価検討が行われました。市はこの提言を受け、大西町宮脇部落と交渉を行うこととしましたが、2年8か月の交渉の末、同地区での立地については整備の可能性が見込めず、平成22年4月に市民のごみ処理の責任を持つ行政として、同地区での整備を断念するという判断をいたしました。  |
| 9         | 当初、当計画は大西町に設置される予定であったが、住民の反対にあい、町谷が予定地となった。検討委員会の審議時には、埋設廃棄物問題は議論されず、今治市からの資料も配布されず、委員にも市民にも知らされなかった。審議をやり直すべきである。  | その後、市は、提言のあった5つの候補地から新施設の候補地を選定することとし、この市による選定においては、平成19年以降の周辺状況の変化や目標期限までの実現可能性等を考慮し、総合的に検討した結果、対象事業実施区域が最適であると判断しました。   |
| 10        | 市内には造成したが売れない工業団地など安価で手に入り近くに民家や公共施設のない土地がたくさんあるといわれている。土地選定そのものを見直すべきである。   |   |
| 11        | 町谷地区ではすでに50年以上焼却施設が稼働しています。なぜ全国的にも例のない、80年にもわたって焼却施設を同じ場所で稼働させ続けるのでしょうか。これから造る施設がどんなに安全に配慮された施設であるとしても、長期にわたる人体や環境への影響は、専門家からも指摘されています。どうして今治市は、この場所だけに焼却施設を押し付け続けるのですか。 | <p>現今治クリーンセンターは、昭和63年から稼働を続けており、施設の老朽化が進行しております。そのため、施設の更新の必要性、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収及び財政負担の低減等を総合的に勘案した結果、最新の技術を備えた新しいごみ焼却場を整備することとし、より良い社会の形成を目指し、今回の都市計画変更の手続き及び環境影響評価の手続きを行っているものです。</p> <p>現在、これらの手続きを進めているごみ処理施設は、私たちが安全で快適な生活を営む上で必要不可欠な施設であり、その建設候補地の選定に際しては、市内全域から公平かつ客観的な検討を行い、周辺道路の状況や目標期限までの実現可能性などを総合的に検討した結果、今回の建設計画地が最適であると判断したものです。</p> <p>そのため、同じ町谷地区内で引き続きごみ焼却場が立地することとなりますが、地元町谷部落におかれては、これまでの経緯等もおくみ取りいただく中、市民のため必要不可欠な施設として大変重いご決断をいただき、新施設の受入れについてご同意をいただきました。</p> <p>なお、他の自治体においても、東京や大阪はもとより、隣接市である松山市の市坪ごみ焼却場、西条市の道前クリーンセンターは、昭和40年代の都市計画決定以来、同地において建替えを行い、現在も運営されており、今治市が特殊な計画を推し進めようとしているものではありません。</p> <p>施設からの排ガス等による健康影響については、人の</p> |

表 9.1-1(5) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|---|--|
| 11        | (続き)  | <p>健康を保護する上で望ましい基準として環境基準があり、その環境基準を達成できるよう、大気汚染防止法等で排出規制が課されています。現今治クリーンセンターにおいては、国の大気汚染防止法等の規制基準と同等もしくはより厳しい基準値を設けて運転管理を行っているところであり、新ごみ処理施設は、さらに厳しい基準値を設ける計画としており、人の健康への影響はないと考えます。</p> <p>施設の整備・運営に際しましては、これまでの経緯等を十分に認識した上で、今後とも地域住民の皆様のお気持ちを肝に銘じながら、安全安心で、住民の皆様にご歓迎されるような施設の整備を目指して、最大限の努力をまいります。</p>   |
| 12        | <p>新ごみ処理施設の建設にあたって、埋設廃棄物を除去し、地盤改良の必要があり、土地の購入費用に加え、14 億円を超える埋設廃棄物撤去のための費用が必要となる。そのような土地を事業予定地として購入するべきでない。</p>  | <p>現在、都市計画及び環境影響評価の手続きを進めているごみ処理施設は、私たちが安全で快適な生活を営む上で必要不可欠な施設であり、その建設候補地の選定に際しては、市内全域から公平かつ客観的な検討を行い、周辺道路の状況や目標期限までの実現可能性などを総合的に勘案して、今回の建設計画地が最適であると判断したものです。</p> <p>対象事業実施区域内における埋設廃棄物対策及び地盤改良については、新施設の整備に際しての造成工事として行うことを計画しています。これらの工事については、新施設を適切に整備、運営するために必要な工事であり、新施設の目的と機能を考慮する中、その対策方法については、必要性和効果、経済性に十分に配慮しながら、慎重に検討を行った結果、事業区域内の埋設廃棄物については掘削除去により対応することとしました。</p> |
| 13        | <p>新ごみ処理施設の処理能力はたびたび見直されてきました。今後も少子化等による人口減少が見込まれます。現在想定されている 1 日当たりの処理能力 174 トンの施設は、すぐに過大な能力になるのではないのでしょうか。新ごみ処理施設ができて3,4年後には、燃やすごみが不足して、ごみを探さなければならなくなってしまう。こんな計画はすぐに撤回すべきです。</p> | <p>本施設の処理能力については、人口減少の傾向を踏まえ将来人口の推計を行い、さらにごみの減量及び資源化を積極的に行うことを前提として予測した平成 30 年度におけるごみ排出量を基に算出しています。</p> <p>稼働後、人口減少やごみ減量の一層の推進により処理対象となるごみ量が減少することも想定されますが、処理施設は、ごみの減量等を積極的に行った後に処理をしなければならぬごみを処理するものであり、将来的に対象となるごみ量が減少した場合、運転管理等における対応により、ごみ量に応じた効率的かつ経済的な運営を行ってまいります。</p>   |

表 9.1-1(6) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|---|---|
| 14        | <p>公設民営方式を採用しているが、市民にはその具体的な内容が一切説明されていない。営利を目的とする民間企業に運営を任せるべきではない。そのリスクについて説明をするべきである。</p>                    | <p>公設民営方式の場合も、施設の建設の主体は市であり、特定事業者を公募する入札公告に際して公表される要求水準書において、求められる施設の能力や仕様、公害防止基準等を遵守することにより、施設の信頼性は確保されます。</p> <p>施設の運営に関しては、特定事業者の有する他の事業等で培ったノウハウを活かすことができ、公設公営の場合に提供している行政サービスの水準を落とさずに、より安価に同等以上のサービスを提供できます。</p> <p>特定事業者による運営については、本事業のためだけの特別目的会社（SPC）を設立させ、常に本市が施設の管理状況や財務状況を監視し、適切かつ効率的な運営を確保します。</p> <p>また、地域住民の皆様への対応については事業者と協力しながら、本市が責任をもって行います。</p> |
| 15        | <p>新焼却施設について「耐震性の向上を図る」、「地域防災の拠点」とするとのことであるが、埋設廃棄物を撤去し、地盤改良した人工地盤上では地盤沈下や「ゆれ」の際の液状化現象は考えられないのか。具体的に示すべきである。</p> | <p>本事業の造成工事にあたっては、埋設廃棄物対策等工事を踏まえつつ、地盤沈下や液状化等の軟弱地盤に対して、地盤改良、液状化対策等の必要性和対策を検討し、確実に実施します。</p>  |
| 16        | <p>地域住民を守り、憩いと交流の場を提供する、とあるが、当該施設周辺への市民の足は明らかに遠去かっている。遠足や花見に行く、という声を聞かなくなった。この理由についてどう考えるのか。</p>                | <p>鹿ノ子池公園は自由に出入りできる施設であるため、利用者数の集計は行っていませんが、付属するプールやテニスコートの利用者数はほぼ横ばいであり、また、緑の相談所や歴史民俗資料館では、例年と同数の講習会や体験学習会等を開催しており、本市として利用者数が極端に減っているとの認識はありません。</p> <p>本施設の整備に合わせて、鹿ノ子池公園を含む周辺の整備を進めていく計画であり、憩いと交流の場を提供することを通じて、その利用価値を高めてまいります。</p>  |
| 17        | <p>ごみ処理施設の広域化と大型化が、ダイオキシン対策のための高温炉、新設への誘導に結びついている。しかし、この「新たに導入された処理施設」も事故を起こしており、住民に不安を与えている。</p>               | <p>本施設の焼却方式は、実績のあるストーカ炉を採用することとしており、安全で安心な施設の整備、運営を行ってまいります。</p>  |

表 9.1-1(7) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|---|---|
| 18        | <p>焼却灰の資源化方法として、「セメント原料化を基本として行う。」としているが、需要はあるのですか。焼却灰を原料とする「エコセメント」は、不純物が多いなどの理由から売れず、過大な設備にしてみても、結局は最終処分場に廃棄する事例が多いというが、このセメントの需要調査はしたのか。</p> | <p>焼却灰の資源化に伴う受入先については、西日本において複数の事業者があり、その能力については、現時点においては受入余力があることは確認しています。また、受入施設の拡充を計画している事業者があるなど、業界全体において焼却灰の受入れに対する姿勢に一定の方向性はあると考えています。</p> <p>現今治クリーンセンターにおいても、既に焼却灰の一部をセメント会社に処理を委託しており、今後とも、セメント会社への委託処理により資源化の拡大を進めてまいります。</p> <p>なお、本市での焼却灰の資源化は、普通ポルトランドセメントの資材の一部として焼却灰を使用するものであり、焼却灰を主原料としてセメントを製造するエコセメントとは異なるものです。</p> |
| 19        | <p>現在の焼却炉から排出される煙の濃度は住民に対して説明されていますか。私共は全く知りません。</p> <p>今回新設される煙の濃度は国の基準以下で尚かつ見た目も匂いもクリーンであってほしい。</p>   | <p>現今治クリーンセンターにおける排ガスの自主規制値は、国の大気汚染防止法等の規制基準より厳しい基準値を採用しており、その数値は準備書p. 2-27 に示したとおりです。なお、現今治クリーンセンターの排ガス濃度等の維持管理状況については、今治市役所クリーンセンター管理課のホームページに掲載しています。</p> <p>新ごみ処理施設においては、現今治クリーンセンターよりもさらに厳しい自主規制値としており、当然、国の大気汚染防止法等の規制基準を大幅に下回る基準となっています。</p>   |
| 20        | <p>バグフィルタが破れた場合にどのように検出し対応するのか。</p>   | <p>排ガスについては、ばいじん量等を自動計測しております。万が一バグフィルタが破れた場合には、ばいじん量が上昇するため、本施設の中央制御室で即座に検知できます。</p> <p>基準値を超過した場合には、速やかに焼却炉を緊急停止させ、原因の究明と対策を講じます。</p>   |
| 21        | <p>効率的な輸送方法の確立、とあるがこの広がった今治市で一施設にわざわざ集めるために輸送すること自体が非常に非効率で環境に負荷を与えると考えられる。</p>   | <p>現今治クリーンセンターでは、陸地部で発生する可燃ごみを処理してきており、ごみの搬入に関し特段の非効率、環境面での負荷は生じておりません。</p> <p>島しょ部からのごみの搬入に際しては、市民へのサービス水準を落とさずに対応することを前提としながら、効率性、経済性、環境負荷等の観点から検討をしております。</p> <p>また、将来に亘って複数のごみ処理施設を整備運営するより、1施設に集約し整備・運営を行う方が、効率的かつ経済的であり、運搬距離の増加による環境負荷を考慮してもなお、小規模施設の複数運転に比べ環境負荷の面で有利であると考えられます。</p>  |

表 9.1-1(8) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| 22        | 搬入する道路もできる限り迂回していただきたい。  | 廃棄物運搬車両の走行ルートについては、準備書 p. 2-25、p. 2-26 に示したとおり、国道 196 号及び県道今治丹原線を経由するルートとします。なお、国道 196 号からの進入路は、現在、整備中の市道喜田村新谷線を経由するものとしています。   |
| 23        | 工事工程遅れに伴う早朝・夜間工事は行わないでください。  | 早朝及び夜間には、著しい騒音・振動を伴う工事は原則、実施しません。   |
| 24        | 埋設廃棄物は過去に今治市が埋め立てた一般廃棄物です。県が過去の埋立を把握していないはずありません。<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、このような土地を利用するためには、今治市は埋設廃棄物の状況を県に報告し、県の指定を受けたいうえで、利用が可能であるか判断を受けることになっています。しかし、このような手続きが行われた事実はありません。 | 対象事業実施区域内にある埋設廃棄物については、本市が過去に埋め立てたものでありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定が適用される最終処分場等の区域ではなく、指定区域の対象ではありません。   |
| 25        | 今治市自身が埋め立ててきた埋設廃棄物の実態を徹底的に調査すべきです。建設予定地以外の埋設廃棄物について、なぜ調査をしないのか。  | 本環境影響評価は、対象事業実施区域において新ごみ処理施設を整備する際の環境に与える影響を調査、予測及び評価し、適切な環境保全措置を講ずるため、行っているものであり、対象事業実施区域外の調査は実施いたしません。対象事業実施区域外の、現今治クリーンセンター付近についても、過去に埋められた廃棄物が存在する可能性があります。今後、必要に応じて調査を実施してまいります。<br>なお、現時点では、埋設廃棄物は十分な覆土がされており、人が直接掘取することがないこと、市営町谷団地は上水道が完備されており、地下水の飲用が確認されていないことから、生活環境への影響はないと考えておりますが、当分の間、地下水水質を継続的に監視してまいります。 |
| 26        | 新ごみ処理施設の建設にあたって、埋設廃棄物を除去するに当たり 14 億もの費用を要する上に、その廃棄物をどこに持っていくのか？  | 対象事業実施区域内の埋設廃棄物については、土壌汚染対策法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対策工法を検討し、全量を掘削・除去することが安全・安心の確保に繋がるとともに、費用としても経済的であることから、これを選定したものです。搬出された埋設廃棄物等については、分析を行いその結果に応じ、場外の適切に処理、処分ができる施設に搬出することを想定しています。  |

表 9.1-1(9) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO.            | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解  |
|----------------------|--|--|
| 27                   | <p>埋設廃棄物の掘り起こし作業は、予測し得ないガスの突出事故、地下水汚染の恐れがある。今治市は掘り起こしに伴う安全対策について、一切の住民説明会を開催していない。</p>   | <p>埋設廃棄物等対策工事については、準備書 p 2-37 に記載のとおりであり、また、掘削除去に際しての環境保全措置と予測結果については、地下水、悪臭等のそれぞれの項目において準備書に記載しています。また、工事の概要や掘削に伴う地下水の環境保全措置等については、5月に開催した説明会に於いてご説明をさせていただくとともに、ご質問等に対しては、これまでもお答えをしてきたところです。</p> <p>工事にあたっては、土壤汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関連する諸法令及び各種マニュアル等を遵守し、必要な環境保全対策と安全対策をした上で工事を実施します。なお、工事の開始前には、具体的な工事内容についてお知らせをいたします。</p> |
| 2. 環境影響評価項目の選定に関する意見 |  |  |
| 28                   | <p>環境影響評価項目に累積的影響や不確実性を有する項目を入れるべきである。30年以上も稼働する焼却施設であることから、アセスの限られた実施期間での影響予測(評価)では、施設がもたらす環境影響の全体像は捉えられないからである。</p> <p>「累積的影響」のうち、汚染物質の環境中での蓄積や汚染の複合化による影響についても、環境影響評価項目に含めるべきである。</p> | <p>本環境影響評価での項目は、「愛媛県環境影響評価技術指針」のごみ焼却施設に係る参考項目を基本に、本事業が影響を受けるおそれがある環境要素について、地域の特性を考慮し、また、環境影響評価方法書に対する知事意見を勘案して、適切に選定しております。</p> <p>累積的な影響については、有害物質(ダイオキシン類)の土壤沈着が考えられるため、土壤汚染の項目において検討しております。</p>   |

表 9.1-1(10) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO.                              | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解  |
|--|--|--|
| <p>3. 調査, 予測及び評価に関する意見<br/>(1) 大気質</p> |  |  |
| 29                                     | <p>降下ばいじんの調査地点 No.1 は、鹿ノ子池公園駐車場で測定している。ばいじんは現クリーンセンター直下にも降下するので、ここを調査地点に加えること。その理由は方法書に対する住民意見にある「車、洗濯物の汚れ、アルミサッシの錆がひどい、木立の枯れ、空気の汚れが目立つ」に対し、健康に有害な物質や粉じんは排出していないと回答しているからである。そして、回答の根拠が No.1 鹿ノ子池公園駐車場となっているからである。</p>           | <p>本環境影響評価での現地調査における調査地点は、平成 23 年 8 月に公告・縦覧した環境影響評価方法書を基に、平成 24 年 1 月にいただいた愛媛県知事意見を勘案して、技術的な検討を加え、適切に選定しております。方法書では、対象事業実施区域で 1 地点選定することとしておりましたが、現地調査実施時点では未買収であり、造園畑として利用されていたことから、対象事業実施区域と市道を挟んで向かい合う「鹿ノ子池公園駐車場」で調査を実施しています。</p> <p>当該調査地点では、降下ばいじんのほか、一般環境大気質として硫黄酸化物（二酸化硫黄）、窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素の測定、地上気象のうち日射量、放射収支量、上層気象の調査を実施しております。</p> <p>また、当該調査地点は、現今治クリーンセンターの敷地境界から西側約 100m のところに位置する、現今治クリーンセンター直近の地点です。</p> <p>当該調査地点の大気質に係る調査結果によれば、現今治クリーンセンターの稼働に伴う著しい影響は認められておりません。</p> |
| 30                                     | <p>新ごみ処理施設からの排ガスの最大着地点付近は、施設を起点として、西南西側 600 m 程度の比較的近傍に出現し、ダイオキシン類、塩化水素などの付加率が高くなると予測しています。この辺り（森の前・土居地籍）は、年間を通して接地逆転層が頻ぱんに出現し、山ろくへと続く、ゆるやかな地形を呈していて、もっとも深刻な健康被害を発生しやすい条件にあります。しかし、これらの地域に関しては、新ごみ処理施設の影響について、何ひとつ説明されていません。</p> | <p>本施設からの施設の稼働（排ガス）による影響については、長期平均濃度（年平均値）を予測するとともに、排ガス濃度が短期的に高濃度になるおそれがある条件として、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時（リッド状態）、接地逆転層崩壊時（フェミゲーション）、ダウンウォッシュ発生時、接地逆転層非貫通時の 5 ケースについて短期濃度（1 時間値）の予測を行っております。その予測及び評価の結果は、環境影響評価準備書 p. 5. 1-55～p. 5. 1-79 及び p. 5. 1-82～p. 5. 1-86、p. 5. 1-93～p. 5. 1-98 に示したとおりであり、いずれの場合も、環境基準等に基づき設定した評価の指標を下回ると考えております。</p>   |

表 9.1-1(11) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|---|---|
| 31        | <p>天候によっては予測とは異なる状況が発生します。すぐ横に住居がありますが、基準を超える汚染物質が影響しないか評価してください。</p>   | <p>一般に、煙突からの排ガスは、いったん上空に吹き上げられてから拡散するため、施設の直近よりも離れた地点で高い濃度が出現しやすくなります。</p> <p>排ガス濃度が短期的に高濃度になるおそれがある条件として、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時（リッド状態）、接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）、ダウンウォッシュ発生時、接地逆転層非貫通時の5ケースについて短期濃度（1時間値）の予測を行っておりますが、いずれの場合も、環境基準等に基づき設定した評価の指標を下回っており、基準を超える大気汚染物質が着地することはないと判断しております。</p>  |
| 32        | <p>ごみ焼却場のような公害が予測される施設建設の場合は、人家に隣接しているため排煙による悪影響は免れない。直接人体被害は及ばないとしても潜在的な要因になることは否定できない。</p>  | <p>対象事業実施区域周辺の大気質の調査、予測及び評価に当たっては、「愛媛県環境影響評価技術指針」（平成11年5月28日愛媛県告示第739号）、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考に、長期平均濃度（年平均値）を予測するとともに、排ガス濃度が短期的に高濃度になるおそれがある条件を想定し、予測を行っております。</p> <p>強風時に発生するダウンウォッシュについては、煙突からの吐出速度の1/2以上（風速10.0m/s以上）のときに発生する条件で予測を行っておりますが、1年間の現地調査では、毎正時10分間の平均風速が10m/sを超えることはありませんでした。</p> <p>焼却炉の立ち上げ時に十分温度が上昇していない段階でごみを投入したり、焼却炉に未燃ごみがある状態で焼却炉を停止させるとダイオキシン類が発生しやすくなるため、そのようなことが生じないよう、運転管理上十分留意することとしております。</p> <p>周辺地域に対する降下物については、降下ばいじんとして調査を行っているほか、浮遊粒子状物質についても測定を行っております。その結果、周辺の大気質に異常は確認されておられません。</p> <p>土壌中のダイオキシン類や重金属類については、対象事業実施区域の周辺5地点で測定を行っており、特段、異常は認められておられません。</p> <p>なお、焼却施設の大気質の予測・評価に当たって、周辺住民の健康調査等を実施したり、動植物の生態学、生理学的な調査は、上記技術指針等にも記載されていないことから、不要と判断しております。</p> |
| 33        | <p>当該地域の大気環境の影響評価にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンウォッシュ、ダウンストームの発生時間調査</li> <li>・排ガスの徹底的な検査（立上り・立下り、埋火時、不完全燃焼も含め）</li> <li>・周辺地域に対する降下物の検査</li> <li>・土壌のダイオキシン類や重金属類の濃度分布、</li> <li>・住民の生活環境影響及び健康調査</li> <li>・住民の頭髮の重金属類の検査</li> <li>・動植物の生態学、生理学的な調査</li> </ul> <p>等の手段を併用して、より詳細な評価を行うべきであるが、これらの調査は行われていない。</p> | <p>対象事業実施区域周辺の大気質の調査、予測及び評価に当たっては、「愛媛県環境影響評価技術指針」（平成11年5月28日愛媛県告示第739号）、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考に、長期平均濃度（年平均値）を予測するとともに、排ガス濃度が短期的に高濃度になるおそれがある条件を想定し、予測を行っております。</p> <p>強風時に発生するダウンウォッシュについては、煙突からの吐出速度の1/2以上（風速10.0m/s以上）のときに発生する条件で予測を行っておりますが、1年間の現地調査では、毎正時10分間の平均風速が10m/sを超えることはありませんでした。</p> <p>焼却炉の立ち上げ時に十分温度が上昇していない段階でごみを投入したり、焼却炉に未燃ごみがある状態で焼却炉を停止させるとダイオキシン類が発生しやすくなるため、そのようなことが生じないよう、運転管理上十分留意することとしております。</p> <p>周辺地域に対する降下物については、降下ばいじんとして調査を行っているほか、浮遊粒子状物質についても測定を行っております。その結果、周辺の大気質に異常は確認されておられません。</p> <p>土壌中のダイオキシン類や重金属類については、対象事業実施区域の周辺5地点で測定を行っており、特段、異常は認められておられません。</p> <p>なお、焼却施設の大気質の予測・評価に当たって、周辺住民の健康調査等を実施したり、動植物の生態学、生理学的な調査は、上記技術指針等にも記載されていないことから、不要と判断しております。</p> |

表 9.1-1(12) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|--|--|
| 34        | <p>現クリーンセンターの施設から出る煙害によって周囲の樹木が枯れ、直下の住宅へのばいじんの付着が目視できる。新焼却場の環境影響評価を行う前に、現クリーンセンターの環境影響評価を行わなければならない。</p>   | <p>現今治クリーンセンターからの排ガスによる周辺の樹木の立ち枯れ、住宅等へのばいじんの付着は、本環境影響評価及び本市の運営管理において認められておりません。</p> <p>大気質の調査においては、現今治クリーンセンターが稼働している状況で周辺地域での調査を実施しておりますが、測定結果に特段の異常は認められておりません。</p>  |
| 35        | <p>6-2 接地逆転層崩壊時において塩化水素が評価の指標を上回ったとあり、対策としてごみピット内でクレーンによる十分なごみの攪拌を行い、燃焼を安定化させ、塩化水素の排出濃度をできる限り低く抑えるとあるが、こんなことは通常のごみ焼却で行うことであり、特別なことではない。塩化水素を抑制する具体的な手法を示すこと。</p> | <p>塩化水素については、乾式法（バグフィルタ前段で薬剤を吹き込み、反応生成物をバグフィルタにより捕集し、塩化水素を除去する方法）により排ガス処理し、自主基準値を下回るものとします。</p> <p>塩化水素の当初の予測においては、接地逆転層崩壊時において塩化水素の着地濃度がわずかに評価の指標を上回りましたが、公害防止基準(自主基準値)における塩化水素の排出濃度を 50ppmから 40ppmに変更することにより、予測評価の結果は指標値を下回ります。さらに、ごみの燃焼を安定化させ、塩化水素の濃度をできる限り低く抑えることとします。</p> |
| 36        | <p>既に 50 年以上稼働中の焼却施設が存在する例は他に類を見ないことで、生物濃縮の観点から、仮に有害物質の排出が環境基準を満たしていたとしても、非常に長期間のことであり、甚だ危険であると考えられる。このことに対し、調査方法や調査地点、データの評価も含めて極めて不十分である。</p>                  | <p>大気汚染に係る環境基準は、動物に対する暴露実験や人の健康に対する医学的・疫学的研究等の成果を基に、十分に科学的・客観的な観点から吟味され、さらに望ましい環境の質という政策的な判断も加味され、設定されたものです。また、大気汚染防止法等に基づく排出規制は、環境基準を達成するために、個々の排出源に対して設定されているものです。</p> <p>人の健康の保護及び生活環境の保全の観点から環境基準を本環境影響評価における評価の指標とするのは適切であると考えます。</p>                                     |

表 9.1-1(13) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| (2) 騒音    |  |   |
| 37        | 近接した人家に対し、騒音被害を与える恐れがある。   | <p>施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、準備書p. 5. 2-44に示すとおりであり、対象事業実施区域の敷地境界上の最大となる地点で昼間（8:00～19:00）50 デシベル、朝、夕、夜間では 42 デシベルであり、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に準拠して設定した評価の指標を満足します。</p> <p>また、供用開始後には、事後調査を実施し、当該施設の稼働による騒音が評価の指標を遵守できているか否かを調査します。</p>  |
| (3) 悪臭    |  |   |
| 38        | 悪臭調査地点として、半径4kmの範囲にNo. 1～5の地点が挙げられているが、それぞれの観測点の設定の理由が全く説明されていない。施設との関連でなぜこの5地点が設定されたのか、説明を求めたい。 | <p>本環境影響評価での現地調査における悪臭の調査地点は、平成 23 年 8 月に公告・縦覧した環境影響評価方法書を基に、平成 24 年 1 月にいただいた愛媛県知事意見を勘案して、技術的な検討を加え、適切に選定しております。</p> <p>調査地点No. 1「鹿ノ子池公園駐車場」は、施設の稼働（排ガス）に伴う悪臭及び施設の稼働（施設からの漏洩）に伴う悪臭の現況把握のために設定した地点です。</p> <p>調査地点No. 2～No. 5 については、施設の稼働（排ガス）に伴う悪臭の現況把握のために設定した地点です。</p> <p>これら調査地点は、本施設及び現今治クリーンセンターの周囲の状況を万遍なく把握できるよう、風向・風速、周辺の土地利用等を勘案して、設定しました。</p>   |
| 39        | 鹿ノ子池公園は以前はよく利用していたが、公園であるにもかかわらず、異臭がしてとても不快であった。現クリーンセンターの脇を通ると悪臭がする。                            | <p>本環境影響評価での現況調査結果（平成 24 年、2 月、5 月、7 月、8 月、9 月、10 月に実施）のうち、現今治クリーンセンター直近の地点であるNo. 1「鹿ノ子池公園駐車場」においては、臭気指数はいずれも 10 未満、特定悪臭物質 22 物質の濃度はいずれも定量下限値未満でした。</p> <p>また、現今治クリーンセンターで毎年夏季に行っている特定悪臭物質の測定結果では、平成 21 年度にアセトアルデヒドが検出（0.006ppm）された以外は、すべて定量下限値未満でした。</p> <p>本施設からの漏洩に伴う悪臭の影響を低減させるため、施設内の負圧化による臭気漏洩防止、プラットホームで入り口へのエアカーテンの設置、可燃ごみ処理施設のごみピット内空気の引き込み・高温分解（燃焼脱臭）、リサイクルセンターにおける脱臭装置による脱臭、必要に応じた消臭剤の散布を行うなどの環境保全措置を行います。</p> |

表 9.1-1(14) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|---|--|
| 40        | 埋設廃棄物の掘削・除去に伴う悪臭調査は、「対象事業実施区域の敷地境界」だけで実施されることになっている。なぜ、近くの民家や団地などへの影響を評価しないのか。掘削中に致死性の有害ガスが出ないという理由は何処にもない。 | <p>悪臭防止法においては、規制基準は敷地境界で適用されていることに倣い、埋設廃棄物対策等工事中の調査においては、対象事業実施区域の敷地境界で行うこととしました。近隣の民家や団地は、敷地境界よりも遠方であり、臭気の拡散・希釈が図られるため、敷地境界で評価することは適切であると考えます。</p> <p>なお、埋設廃棄物の掘削・除去に伴い、メタン、硫化水素の発生が想定されますが、埋設廃棄物の掘削・除去は密閉された仮設テント内で行うこと、仮設テント内の排気に際しては脱臭装置を通過させ、脱臭処理してから排気することから、発生ガスによる周辺的生活環境への影響は少ないと考えております。</p> |
| 41        | 近接した人家に対し、悪臭の被害を与える恐れがある。   | <p>一般に、施設の供用に際しては、プラットホーム等からの悪臭の漏洩が問題となりますが、本施設では、施設内の負圧化による臭気漏洩防止、プラットホームで入り口へのエアカーテンの設置、可燃ごみ処理施設のごみピット内空気の引き込み・高温分解（燃焼脱臭）、リサイクルセンターにおける脱臭装置による脱臭、必要に応じた消臭剤の散布を行うこととしており、近接した人家に、悪臭による被害を及ぼすことはないと考えております。</p>  |
| (4) 水質    |   |  |
| 42        | 隣接する農業用灌漑池[鹿の子池]は富田地区の稲田畑を潤す生命の水がめであるので水質検査が必要である。  | <p>本環境影響評価での現地調査における水質の調査地点は、平成 23 年 8 月に公告・縦覧した環境影響評価方法書を基に、平成 24 年 1 月にいただいた愛媛県知事意見を勘案して、技術的な検討を加え、適切に選定しております。</p> <p>なお、本事業においては鹿ノ子池を直接改変することはないこと、鹿ノ子池に工事中及び施設の稼働に伴う排水を行わないことから、鹿ノ子池の水質調査は不要と考えます。</p>  |

表 9.1-1(15) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| (5)       | 地下水  |   |
| 43        | <p>5.6-5 において、平成 24 年 2 月及び平成 25 年 2 月に、No. 1 地点において地下水環境基準を超過する総水銀が検出されているとあるが、この事態への対応として No. 1 周辺に地下水観測孔を設けモニタリングしなければならない。さらに本来地下水観測孔は 5.6-4 にある 5 箇所にとどめず、5.6-6 図 5.6.1-2 にある地下水流動方向から、また 5.6-16 の洪積層・沖積層から、5-13 図 5.5.2-3 の洪水調整池から、建設予定地は谷地形を形成しているため、予定地周辺に最低 20 箇所以上観測孔を設けモニタリングしなければならない。</p> | <p>周辺地下水観測孔は、昭和 45 年の旧地形図から想定される、現施設周辺からの地下水の流下方向に設置しており、周辺地下水の水質の状況については、把握できるものと考えており、配置としては適切と考えます。</p>  |
| 44        | <p>地下水調査で基準の 2.4 倍の水銀が検出されている。また、愛供自治会の調査では鉛も検出されている。水銀については原因不明とされているが、自然由来とは考えにくい。</p>   | <p>周辺地下水観測孔 No. 1 で地下水環境基準を超過して検出された総水銀については、準備書 p. 5.6-5 に記載したとおり、自然由来及び埋設廃棄物由来の 2 通りの要因が考えられますが、現時点ではどちらとも断定できないと考えております。</p>   |
| 45        | <p>新焼却施設建設予定地の埋設廃棄物は撤去するが、民家の下にガスや汚水が染み出しているにもかかわらず一切対策は行わないとしている。</p>   | <p>市営町谷団地内の周辺地下水観測孔 No. 1 地点において地下水環境基準を超過する総水銀が検出されておりますが、その他の調査項目及び下流方向にある観測井戸については、地下水環境基準値を満足していること、また、市営団地内には上水道が完備されており、地下水の飲用は確認されていないことから、生活環境への影響はないと考えております。</p> <p>また、市営町谷団地等において埋設廃棄物に由来するガスが噴出したことは確認していません。</p> |

表 9.1-1(16) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|---|--|
| (6)       | 土壌  |  |
| 46        | <p>本報告書では、焼却灰が混入している可能性は薄いとしていますが、この地には昭和31年から今治市の一般廃棄物を処理する焼却炉が建てられ、日量23トン～30トンのごみが燃やされていたそうですから、それらの焼却灰の処分がされたと考えるほうが自然ではないでしょうか。</p> <p>ダイオキシン類が全て基準値未満であれば焼却灰ではないという判断基準はおかしいのではないかと思います。</p> | <p>一般に、ダイオキシン類は水に溶けにくく、土壌中ではあまり移動せず、土壌粒子に吸着されております。</p> <p>準備書p.5.7-12に示したとおり、廃棄物埋設区域内でのボーリング試料を分析した結果、一般土壌中の濃度と大きく変わらぬ濃度であること、異性体の傾向として農薬由来であることが多いことから、焼却灰の混入している可能性は少ないと考えております。</p>  |
| 47        | <p>新ごみ処理施設予定地の埋設廃棄物の量を15,300 m<sup>3</sup>と決めつけ、埋設廃棄物撤去に14億円かかると試算しているが、調査地点があまりにも少なすぎる。とても正確な数値とは思えない。埋設物が焼却灰なのかを含め、もっと詳細なボーリング調査をするべき。</p>  | <p>対象事業実施区域内の埋設廃棄物の量は、ボーリング調査、電気探査の結果及び旧地形図を参考に、埋設廃棄物等の埋設が想定される範囲及び現況地盤等の縦横断面図を作成し、分割した断面の範囲ごとに断面図の面積と断面図間の距離の積により体積を算出し推定しました。ボーリング調査については、概ね30mメッシュで調査をしました。</p> <p>今後、土壤汚染対策法に基づく手続きとして、詳細調査を実施する予定です。その際、ボーリング調査は10mメッシュの精度とする見込みです。</p> |
| 48        | <p>過去の被害を厳格に調査し、土壌中の重金属類、水銀、ダイオキシン類、鉛などの実態調査をお願いいたします。</p>  | <p>今後、土壤汚染対策法に基づく手続きとして、詳細調査を実施する予定です。詳細調査においては、今回の埋設廃棄物調査において検出された有害物質を対象に測定分析を行います。</p>  |
| 49        | <p>致死性の硫化水素が出ている以上、もっと詳細（10mメッシュ程度）なボーリング調査をするべきだと思います。</p>   | <p>今後、土壤汚染対策法に基づく手続きとして、詳細調査を実施する予定です。その際、ボーリング調査は10mメッシュの精度とする見込みです。</p>  |
| 50        | <p>揮発性有機化合物など人体に有害な化学物質群が放出されていないか調査する必要があります。</p>  | <p>今回の埋設廃棄物調査において、土壤汚染対策法に示される方法に準拠して、第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）を対象として土壌ガスの調査を行っており、いずれも不検出であることを確認しております。したがって、今後行う詳細調査では、揮発性有機化合物の測定分析は不要と考えております。</p>  |

表 9.1-1(17) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|---|---|
| (7) 動物    |   |   |
| 51        | <p>新計画地域周辺で、メダカ、ドジョウ等 6 種の希少淡水魚種が確認された、とあるが、それは具体的にどの地点か。当該地区の埋設廃棄物の影響の少ない頓田川周辺では、このデータの資料的価値は低いと考えられる。また地点だけではなく、具体的な生息数や頻度といった具体的な数値が示されておらず、説明が不十分でこの報告書自体資料的価値が乏しいと考えられる。</p> | <p>近年、環境影響評価図書においては、確認された重要な種の保護の観点から、乱獲、密猟等の対象となることを避けるため、重要な種の確認地点図は示さないこととしております。なお、愛媛県環境影響評価審査会に対しては、科学的・客観的な審査を受けられるよう、非公開を前提として重要な種の確認位置図を提出しております。</p>   |
| 52        | <p>魚類や底生動物については本事業の実施により、直接的な影響はなく、環境保全措置を図ることにより、さらに影響は低減されると考えられる、とあるが説明が不十分で科学的根拠が示されておらず、理解することができない。</p>   | <p>魚類及び底生動物について、準備書p. 5.8-53 において、直接的な影響がないとしている根拠は以下のとおりです。</p> <p>① 本事業の実施により、その生息場所である河川や、ため池を直接改変することはないこと。</p> <p>② 一部水路を改変するものの、重要な種の生息地の改変という観点では限定的であること。</p> <p>また、同じく環境保全措置とは、水質汚濁の項で実施することとしている濁水対策（沈砂設備の設置、水路の切り回し、法面早期緑化、養生シートがけ等による濁水発生防止等）を指しております。</p>  |
| (8) 植物    |   |   |
| 53        | <p>植物調査に関して、広葉樹・針葉樹の生育状況の記述がない。全国的にマツ科・ブナ科の樹木の衰退が広がっている現実がある。樹木の衰退は環境汚染（大気汚染・土壌汚染）の重要な指標であるから、環境影響評価項目からは外せないと考える。</p>  | <p>本環境影響評価での植物に係る調査する情報は、①植物（維管束植物）相及び植生の状況、②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況としており、平成 23 年 8 月に公告・縦覧した環境影響評価方法書を基に、平成 24 年 1 月にいただいた愛媛県知事意見を勘案して、技術的な検討を加え、適切に選定しております。</p> <p>広葉樹及び針葉樹の植生分布については、準備書 p. 5.9-6～p. 5.9-9 に記載しております。なお、調査地域では重要な群落は確認されなかったことから、一般の樹林地の生育状況についての記述は掲載しておりません。</p> <p>なお、植物調査の折、現今治クリーンセンター周辺では、マツ枯れやナラ枯れは確認されておりません。</p> |

表 9.1-1(18) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO.         | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-------------------|--|---|
| 54                | p.5.9-3 の植生調査地点 35 地点のうち、現クリーンセンターからの排ガス・煤じんの影響があるであろう現施設直下に地点が全くない。直ちに調査すべきである。   | 植生調査は、植物社会学的な手法により行うもので、航空写真の判読により植生が確認された箇所にコドレート調査地点を設定しています。現今治クリーンセンターの直近は植生は少なく、人工改変地が多いことから、コドレート調査地点は設定していません。   |
| (9) 景観            |  |   |
| 55                | 景観写真は遠景の写真ばかりです。最も近い住居からの景観を評価してください。周辺住民に圧迫感を与えない施設にしてください。   | <p>景観の眺望点（視点場）については、環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえ、町谷集落を含む近景の地点として、「鹿ノ子池公園グランド」、「町谷地区・新谷地区境界付近」、「町谷公園」の3点を選定しました。</p> <p>眺望景観の予測地点（フォトモンタージュの作成地点）としては、近景地点の中から、視野の広がりや景観資源との位置関係を踏まえ、本施設の全景を見渡せる「町谷地区・新谷地区境界付近」を選定しました。</p> <p>本施設は、現今治クリーンセンターよりも若干標高の高い丘陵上に立地し、眺望景観に変化を与えると予測しております。追加的に講じる措置として、p.5.11-21 に示すとおり、建屋のボリューム感の低減、建屋の色彩、配色、外壁部材の質感（テクスチャー）の工夫を挙げており、今後、特定される事業者の提案を踏まえ、周辺の住民の皆様の視点から、圧迫感をできるだけ減じられるよう努めてまいります。</p> |
| 4. 環境影響評価全般に関する意見 |  |   |
| 56                | 現行の環境影響評価準備書の作成は、事実上、事業実施の目途がついた後になされており、代替案との比較検討も閉ざされており、環境保全を懸念する市民の意見が、事業実施の結論に影響を与えることがないのが現実であり、これでは環境アセスの意味がなく、根本的に問題である。 | 現行の環境影響評価は、施設整備基本計画が固まる等、当該事業の実施が概ね確定し、事業を実施しようとする者が、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民や行政の意見を聴きながら、環境の保全の観点からより適正な配慮を行うことにより、環境と開発との調和を図っていくための制度です。したがって代替案の比較検討は行っておりません。  |

表 9.1-1 (19) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|--|--|
| 57        | <p>影響評価項目の決定過程に、地元市民や市民が推薦する科学者・法律家、第三者機関などを参画させることで、客観性・科学性・公正性を担保すべきではないか。</p>   | <p>環境影響評価項目の選定は、「愛媛県環境影響技術指針」のごみ焼却施設に係る参考項目を基本に、影響を受けるおそれがある環境要素について、地域の特性を考慮して選定しており、準備書p.4-1～p.4-8に示すとおりです。「愛媛県環境影響評価技術指針」に準拠した本環境影響評価の結果は、客観的かつ科学的な内容になっていると考えております。</p>  |
| 58        | <p>この準備書は余りにも独善的で推進派に都合の良いものである、としか言いようがなく、またその内容も科学的根拠に乏しく、かつ資料的価値の低いものである、としか考えられない。</p>   | <p>なお、愛媛県の環境影響評価制度においては、有識者等から成る環境影響評価審査会において審査を受けることから、客観性、科学性、公正性は担保されていると考えております。</p>   |
| 59        | <p>環境影響評価とは、施設の稼働によって環境中にどのような影響が及ぶかを調査し、評価するものであり、順調な施設の稼働の場合だけではなく、事故が起きた時の影響についてもあらかじめ推測する必要があると考える。事業者の都合の良い状況ばかり考えていると万が一の場合に対応することはできないであろう。</p> | <p>「愛媛県環境影響評価技術指針」においては、予測の対象路する時期、期間又は時間帯については、「工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯」とされており、事故が生じた場合を想定するものではないと理解しております。</p> <p>事故や災害等が生じた場合には、それらによる環境への影響を生じさせないよう、施設を安全に停止させることが求められます。本施設においては、緊急対応マニュアルを作成し、事故や災害に備えるものとします。</p> |
| 60        | <p>環境影響評価準備書の公告に伴い縦覧の結果、準備書としての体裁は整えているように見えるが、実態は、既設の他の稼働施設からの実情や数値を参考にして公害発生の蓋然性についても規制値や理論値が先行し、当地の特殊性が配慮されていないことが多く見受けられる。</p>                     | <p>本環境影響評価に際しては、事業特性の他、対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、特に埋設廃棄物が存在することを勘案した環境影響要因の設定、隣接地で現今治クリーンセンターが稼働していることを勘案した調査地点等の選定等、本事業の特殊性に配慮した環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法の選定を行っております。</p>  |

表 9.1-1 (20) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|-----------|---|--|
| 61        | <p>このアセスメントが埋設廃棄物問題と、すでに50年存在し続けている焼却施設のある同じ場所にさらに焼却施設を建設しようとしている問題を、一緒に評価しようとしているところが問題だと考えます。今回は特に80年にもわたって同じ地に焼却施設を造ることになるかという、前代未聞の重要なアセスメントであり、通り一遍の評価ではその役目を果たすとは考えられません。</p>                           | <p>現今治クリーンセンターの稼働に伴う環境影響については、大気質、悪臭、土壌の項目で調査を実施し、特段の影響は生じていないことを確認しています。</p> <p>また、埋設廃棄物については、悪臭、水質、地下水、土壌、廃棄物等の項目において、調査結果を明らかにし、埋設廃棄物を掘削・除去する際の課題、それらに対して講じる環境保全措置を検討しております。</p> <p>それらに加え、本施設を整備する際の環境影響を検討しています。</p> <p>本施設を整備するに当たり必要と考えられる環境面での検討を、本環境影響評価において実施していると考えております。</p>   |
| 62        | <p>過去50年間焼却場が、周辺に及ぼした悪影響を調べずして、正確な環境影響評価ができるのか疑問に思います。</p>  |  |
| 63        | <p>本事業はD B O方式により実施し、今後、決定される民間事業者の実施設により、施設の配置、建物の規模、排出諸元等が現段階での設定と異なることが考えられるとあるが、これでは民間事業者の都合のよい施設になる。また、施設の稼働に係る大気質、騒音、振動、悪臭について事後調査し予測との整合性を検討するとあるが、自由度の高い、この方式では整合性がとれなくなるのではないかと。とれない場合はどう対処するのか。</p> | <p>本環境影響評価は、将来的に事業者を構成する可能性があるプラントメーカー等への参考見積徴集、ヒアリング等に基づき施設諸元を設定し、予測条件の蓋然性を高めておりますが、今後、特定された事業者による最終的な設計内容との間に若干の差異が生じることは否めません。</p> <p>この差異は、事業者が特定され、実施設計が進み、施設の設置届に添付される生活環境影響調査書において整合を図るとともに、最終的には事後調査において、整合性を検討することとなりますが、特定事業者を公募する入札公告に際して公表される要求水準書において、求められる施設の能力や仕様、遵守しなければならない公害防止基準等を明らかにしており、応募する特定事業者は、これらの条件を満たすことから、事後調査等において整合が図れなくなるようなことは生じないと考えております。</p> |
| 64        | <p>ごみ処理施設の処理能力と現在、将来の人口の増減を正確に割り出さない限り処理施設の環境影響評価は正確性を欠くのではないかと。</p>  | <p>本施設の処理能力は、第2次「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成24年3月策定）において、本市の将来的な人口減少を考慮して予測した平成30年度におけるごみ排出量を基に算出しています。ベースとなる将来の人口は、平成23年3月策定の「今治市総合計画」における将来推計人口の増減率を採用しており、信頼できる数値と考えております。</p>  |
| 65        | <p>周辺住民の健康被害調査等を実施せずに、環境影響評価を行うのはおかしい。</p>  | <p>現今治クリーンセンターの稼働に伴う環境影響については、大気質、悪臭、土壌の項目で調査を実施し、特段の影響は生じていないことを確認しています。</p> <p>また、愛媛県環境影響評価技術指針等にも記載されていないことから、不要と考えております。</p>   |

表 9.1-1(21) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO.                  | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|----------------------------|---|--|
| 5. 説明会の開催、事業及び準備書の周知に関する意見 |   |  |
| 66                         | まず地域に対する説明会をした上で意見を求めるべきではないのですか？   | 愛媛県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書の内容を周知するため、平成 25 年 5 月 17 日(金)及び 18 日(土)にそれぞれ説明会を開催いたしました。17 日(金)については、地元町谷部落内にある「老人ふれあいの家」を説明会場としました。また、18 日(土)は市の中心部に近い今治市総合福祉センター「愛らんど今治」を説明会場としました。   |
| 67                         | 説明会を多く行い資料を配付してください。  | 愛媛県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書の内容を周知するため、平成 25 年 5 月 17 日(金)及び 18 日(土)にそれぞれ説明会を開催いたしました。説明会は、市民の皆様によく出席していただくため、平日の夜間と休日の昼間で設定しました。<br>説明会では、全 20 ページからなるパンフレットを配布しております。<br>なお、説明会で配布したパンフレットは、今治市ホームページにおける新ごみ処理施設整備事業に関するサイトからダウンロードしていただくことができます。   |
| 68                         | 全市民に情報を開示し、理解を得ることが大事であると思う。  | 本事業については、市民の皆さんの関心度が高いことから、広報やホームページを活用して事業計画及び環境影響評価の内容の周知に努めてきたところです。<br>今後とも、手続きや事業や進捗状況については、市の広報やホームページを活用するなどして、近隣住民や市民の皆様によくお知らせしていきたいと考えています。  |
| 69                         | 愛供自治会では、ごみ焼却施設の操業に異を唱え続けてきましたが、市は愛供自治会を無視し差別してきました。各種説明（現焼却施設の 5 年間の延長及び新焼却施設の建設について）も行われる事なく、資料も配布されておられません。 | 今治市の焼却施設は、昭和 30 年代の初代清掃工場時代から、地元町谷部落の皆様と協議を行い、ご理解・ご協力をいただくことによって、これまで当地域で整備・運営されてきました。<br>これまでの経緯や市と地元部落との関係等を踏まえ、新ごみ処理施設の件につきましても、対象事業実施区域が存する地元町谷部落にご協力をお願いし、17 万市民のためやむを得ず同意する旨のたいへん重くありがたい回答をいただきました。<br>愛供自治会については、町谷部落との協議と並行して、初期の段階からご説明の機会を持たせていただきました。しかしながら、自治会長さんと協議の上、設定をしておりました最初の説明会は一方的に中止を通知され、2 度目の説明会では地区外の方も含め会場外での抗議行動により、1 名の方しかご出席いただけず、平成 22 年 12 月によろやく 3 度目の説明会を設定させていただきました。その後も、愛供自治会代表者の方からのご質問やご要望については、説明や対応をさせていただいているところでございます。 |

表 9.1-1(22) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|--|---|
| 6. その他の意見 |  |   |
| 70        | <p>今治市焼却施設建設計画はさまざまな問題を抱え市民の厳しい批判が集中している。これらの問題について、県の審査会がどのような議論を経てどのような判断を知事に答申するか、今治市民や県民が注目するところである。</p> <p>今治市の現クリーンセンターについては、市の情報の開示をめぐる抗告裁判が係争中である。新ごみ処理施設建設の事業資金についても監査請求を求めている。さらに、半世紀を越える劣悪な焼却炉群による汚染の継続、ずさんな環境影響評価に対し新ごみ処理施設の安全性を問う裁判も予定している。</p> <p>市民の多くは、本審査会が行政手続及び技術上の第三者機関としての機能を発揮できるのか、それとも、東京電力福島第一原子力発電所の事故でクローズアップされた「ムラ社会」の一員にすぎない機関として、無批判に今治市の事業計画を受け入れ本環境影響評価報告書がもつ矛盾を見抜けないまま「事業の実施」に同意するのかを注目している。</p> <p>本審査会の判断が、後日、「委員の社会性の欠如」「専門家としての思い上がり」「現場に立たない傲慢さ」が環境影響評価書の欺瞞を見抜けなかったなどと、別の専門家や市民によって法廷で厳しく断罪されることがないように期待するものである。</p> <p>審査会はすべての議事を公開し、必要に応じて、市民をはじめ関係者の意見を求めるなどの場を設定すべきである。</p> | <p>本市としましては、今後とも法令等に基づき、適切に作業を進めて参りますとともに、事業の計画や進捗状況については、市の広報やホームページを活用するなどして、近隣住民や市民の皆様に広くお知らせしていきたいと考えています。</p> <p>なお、審査会に対する意見については、本市としましては回答を控えさせていただきます。</p> |

表 9.1-1(23) 準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 意見<br>NO. | 意見の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|-----------|---|---|
| 71        | <p>今治市には、桜井地区、沖浦にも、一般廃棄物と産業廃棄物の深刻な汚染地域が存在している。この問題も今治市が環境政策やごみ処理政策をないがしろにしてきた結果であり、この地域の問題解決も市民にとって重大である。これまで放置してきた問題を解決する姿勢を、今治市行政は市民に示すべきである。</p> | <p>桜井、沖浦地区の今治一般廃棄物最終処分場については、下流域における人の健康及び生活環境への影響はないと判断しています。現時点では、沖浦地区最終処分場整備等方針検討委員会の報告に基づき、廃止に向けた管理を行っており、継続的なモニタリングを実施しています。</p> |

## 第2節 準備書に対する知事意見と都市計画決定権者の見解

愛媛県知事から送付を受けた環境影響評価準備書に対する知事意見と、それに対する都市計画決定権者の見解は、表 9.2-1 及び表 9.2-2 に示すとおりである。

表 9.2-1(1) 知事意見と都市計画決定権者の見解

| 項目   | 知事意見   | 都市計画決定権者の見解   |
|------|--|---|
| 事業計画 | 環境影響評価書（以下「評価書」という。）においては、施設の全体配置図だけではなく、燃焼設備、排ガス処理設備、余熱利用設備及び排水処理設備など、可燃ごみ処理施設における個々の主要設備の配置図について、それらの断面図も併せて、一例として示すこと。  | 可燃ごみ処理施設における個々の主要設備の配置図及び断面図を評価書 p. 2-19～p. 2-20 に示しました。<br>なお、本事業はDBO方式により実施することから、民間企業の提案により、例示した施設及び主要設備の配置等に変更が生じる場合があります。  |
|      | 島しょ部からの廃棄物の搬入に際し、中継基地を設けるのであれば、当該基地周辺における車両の集中や基地内で保管される廃棄物により、周辺的生活環境へ支障が生じないよう、当該廃棄物の管理徹底等により、周辺環境に十分配慮して、事業を実施すること。   | 島しょ部からの廃棄物の搬入に際し、中継基地を設けるか否かについては、現在検討中となっています。<br>評価書 p. 2-32 において、中継基地を設ける場合の配慮事項として、「中継基地周辺における車両の集中や中継基地内で保管される廃棄物により中継基地周辺的生活環境へ支障が生じないよう、当該廃棄物の管理徹底等により、中継基地周辺の周辺環境に十分配慮して事業を実施する」旨を記載しました。   |
| 景観   | ごみを資源として捉える今日、施設の必然性と重要性の再認識のもとでは、最新設備の導入といった技術論に加え、施設景観の社会的調和が極めて重要視されることから、建屋の外観について、巨大な施設の立地による眺望の違和感が極力抑制されるよう、細部にわたり検討を重ね、今治モデルの3本柱の一つとして挙げられた「地域を守り市民に親しまれる施設」の実現に向け、誰もが親しみを感じて訪れる憩いと交流の場となるような施設整備に努めること。 | 本施設については、特に近景での眺望景観に影響を与えると予想されます。施設の建屋の外観については、今後は、特定された民間事業者とともに、評価書 p. 5. 11-21 に追加的に講じる措置として掲げた建屋高さの低下、施設配置の工夫によるボリューム感の低減、色彩、配色、外部素材の質感への工夫による周辺景観との調和を実現するため、細部にわたり検討を重ねてまいります。<br>また、たくさんの市民に親しまれる施設とすることが、眺望への違和感を減じる手段ともなりうることから、憩いと交流の場の機能を高めるよう、今後とも検討してまいります。 |

表 9.2-1(2) 知事意見と都市計画決定権者の見解

| 項目   | 知事意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|------|--|--|
| 廃棄物等 | <p>埋設廃棄物の掘削完了後の地下水調査について、掘削完了後には5項目が調査される一方、埋戻完了後は、必要に応じて3項目が調査される計画であるが、土壌汚染対策法に基づき、埋戻完了後に必要な項目について、調査すること。</p>   | <p>地下水調査については、掘削完了後及び埋戻完了後に実施します。</p> <p>水銀、ほう素を地下水調査項目にしない理由については、事前の埋設廃棄物調査において、上記2項目が土壌汚染対策法の指定基準値未満であることを確認しているため、掘削除去措置の完了のための調査の項目に該当しないことによります。ただし、詳細調査によって、水銀、ほう素が指定基準値を超過する場合は、3項目に加え、指定基準値を超過した項目の調査を実施します。</p> <p>なお、調査項目等については、今後の土壌汚染対策法に基づく愛媛県との協議により、決定します。</p>                                   |
| 廃棄物等 | <p>評価書において、埋設廃棄物の掘削除去に係る工事中及び工事完了後の地下水モニタリングの結果、環境基準を超過する等、異常が認められた場合の措置について明らかにすること。</p>                          | <p>埋設廃棄物の掘削・除去に伴い、地下水汚染が確認された場合には、同工事との関連性を評価する目的から、観測頻度を多くし、濃度変動傾向を確認します。また、地下水汚染が確認された物質の埋設廃棄物中の含有量測定や、掘削範囲の土壌分析を実施するなどして、同工事との因果関係を確認します。</p> <p>なお、同工事との因果関係の可能性が高いと判断された場合は、別途、揚水井戸を設置し、地下水揚水対策等の汚染拡散防止対策を実施します。</p> <p>以上の内容を、埋設廃棄物の掘削・除去に伴う地下水への影響を回避・低減させるための追加的に講じる環境保全措置として、評価書 p. 5.6-24 に記載しました。</p> |
| 文化財  | <p>事業実施区域のうち、埋蔵文化財の試掘調査が終了していない東側の範囲については、今治市教育委員会と協議し、事業着手前に試掘調査を実施し、新たに埋蔵文化財が発見された場合には、同教育委員会と協議し、適切に対応すること。</p> | <p>今治市教育委員会とは継続的に協議を積み重ねており、事業着手前までに残り部分の試掘調査箇所を選定し、試掘を実施するとともに、施工時に埋蔵文化財が出土した場合には、工事を一時中断するなどして、埋蔵文化財の発掘、記録保存を行います。</p>   |

表 9.2-2 知事からの付帯意見と都市計画決定権者の見解

| 知事からの付帯意見   | 都市計画決定権者の見解  |
|---|--|
| <p>今治モデルとして掲げられた3本の柱を着実に実行することで、ごみ処理施設に対する人々の意識を良い方向にシフトさせ、多くの人々へ環境啓発できるような、全国を代表する先進的な施設となるよう検討していただきたい。</p> | <p>今治モデルとして掲げた3つの柱を実現するため、評価書 p.2-9～p.2-11 に示す具体的な施設の水準を着実に実行することにより、ごみ処理施設に対するイメージを高めるとともに、多くの人々へ環境啓発できるような、全国を代表する先進的な施設となるよう、今後とも検討を重ねてまいります。</p> |
| <p>本準備書に対する意見数からして住民の関心度が極めて高いこと等から、事業計画の内容について、引き続き、適宜適切に周辺住民にきめ細やかに説明を行うなど、コミュニケーションを十分に図ることが不可欠である。</p>    | <p>方法書に対する知事からの付帯意見を踏まえ、事業計画の進捗や、環境影響評価について本市ホームページや広報等の手段を通じて周知に努めてきたところですが、今後とも施設の設計を進め、工事に着手する過程において、周辺住民の皆さま、また市民の皆さまには、引き続き十分な説明を尽くしてまいります。</p> |